

## 第4部 具体的施策の展開

### 第1章 国土の空間特性・土地利用に応じた施策

国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）は、国土の利用に関しては他の国の計画の基本となるものです。平成8年に策定された第3次国土利用計画においては、国土利用の基本方針の中で、全体としては土地利用転換の圧力が低下するという状況を国土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会としてとらえ、国土利用の質的向上を図ることを計画上の課題としてあげています。そして、この課題への対応に関して、安全で安心できる国土利用、自然と共生する持続可能な国土利用、美しくゆとりある国土利用といった観点を基本とすることが重要であるとし、この観点からは、自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化等を図ることにより自然のシステムにかなった国土利用を進めていく必要があることを規定しています。この国土利用計画を基本として、各都道府県ごとに、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域の区分を行い、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別の法律による土地利用規制措置が講じられます。

国土の開発等に関する施策の総合的、基本的な計画として、国土総合開発法に基づき平成10年に策定された第5次全国総合開発計画では、国土計画の基本的考え方の中で、自然環境の量的減少と質的劣化の進行に対し、今後、生物の多様性の確保という視点も含め、望ましい国土構造を支える自然のネットワークを重視して、美しい田園、森林、河川、沿岸等において自然環境の保全と回復を図ることなどが重要であるとし、国土規模での生態系ネットワークの形成等の施策を展開することを位置付けています。こうした国土利用計画や全国総合開発計画を踏まえつつ、社会資本整備等を行う法制度として、道路法、都市公園法、土地改良法、森林法、河川法、砂防法、海岸法、港湾法、漁港法などがあります。これらの制度・施策は、環境保全を目的とし、また、環境配慮を講じることを通じて、生物多様性保全と直接、間接に関係しています。

環境基本法に基づく環境基本計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画であり、政府における環境の保全に関する施策は、環境基本計画の基本的方向に沿って策定、実施されます。平成12年に策定された第2次環境基本計画では、国土の利用に関して、施策の展開における環境配慮のあり方を必要に応じて見直し、環境配慮の織り込みを推進すること、国土の開発整備や土地利用に関する各種計画と環境保全に関する計画との相互の連携を図ることとしています。加えて、生物多様性の保全に関して、自然資源の管理と利用に関する様々な主体が、わが国の自然的社会的特性を踏まえながら、生態系のもたらす様々な価値を損なうことなく管理し、利用することによって初めてその保全が達成されること、森林、都市、農村などを対

象とする各種計画・施策は、生物多様性国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなる必要があることを規定しています。

平成13年1月の省庁再編に際して、専ら環境の保全を目的とする制度、事務・事業は環境省に一元化されるとともに、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる制度、事務・事業については、環境省が環境保全の観点から、基準、指針、方針、計画等の策定、規制等の機能を有し、これを発揮することにより、関係府省と共同で所管することになりました。これを受け、自然環境の分野では、森林、緑地、河川・湖沼、海岸の保全にかかる計画や基本方針等の策定に当たっての環境大臣との協議や環境基本計画との調和が制度上明確に位置付けられました。また、名勝・天然記念物の指定等に関し、自然環境の保護の見地から価値が高いものについては、環境大臣が意見を述べるができることになりました。これらを含め、環境省の発足に伴って、関係行政と環境行政との一層の連携強化が図られることになりました。

本節ではこうした枠組みのもとで、国土の空間特性に応じて、「生物多様性保全上重要な地域の保全」、「国土の自然環境基盤のポテンシャルを活かした自然の再生・修復・創出」、「適切な環境配慮の織り込まれた持続可能な利用」を図るための具体的施策について、その考え方及び内容を述べます。

具体的には、国土空間において生物多様性を支える基盤的な構成要素である、森林、農地、都市、河川、海岸、海域等における自然環境の保全や再生・修復・創出、社会資本整備に際しての環境配慮のための施策、こうした地域で営まれる農業・林業・漁業生産活動を持続可能なものとしていくための施策、併せて国土の自然環境をその特性に応じて保全するための保護地域制度等について記述しています。

これらの施策は、様々な省庁において策定、実施されるものですが、国土利用計画や環境基本計画の規定を踏まえ、また、省庁再編に伴う環境行政との調整及び連携の強化を通じて、さらに施策のテーマに応じて関係省庁連絡会議を設置したり、共同事業を実施するなど、関係省庁が連携して、一体的総合的に取り組むことにより、各種計画・施策に生物多様性の観点を適切に位置付けるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から効果的な施策を展開していきます。